

～離職後の健康保険の選択～

ご家族の扶養に入る

- ① 扶養者が増えてもご家族の保険料の負担は変わりません。
 - ② 社会保険ごとに認定の条件があるため、ご家族の勤務先へ相談してください。
 - ③ 全国健康保険協会の場合
 1. 3親等内の親族
 2. 年間収入130万円
- 未満かつ被保険者の半分未満(60歳以上の場合)は年間収入180万円未満)

社会保険の任意継続

- ① 社会保険を原則2年間継続できます。
 - ② 退職後20日以内に手続きが必要です。
 - ③ 退職日まで同じ社会保険に2ヶ月以上継続して加入している必要があります。
 - ④ 保険料は勤務先か社会保険へ確認してください。
 - ⑤ 全国健康保険協会の場合勤務時の健康保険料の倍額です。
- 全国健康保険協会広島支部の保険料上限額
- ◇39歳以下と65歳以上の方 ⇒月額 30,030円
 - ◇40～64歳の方 ⇒月額 35,400円

国民健康保険へ加入

- ① 左記の2つに該当しない場合に加入します。
- ② 加入手続きには、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)、社会保険資格喪失証明書(本人のみの加入は離職票・雇用保険受給資格者証でも可)が必要です。
- ③ 社会保険資格喪失証明書があれば、社会保険の切れる2週間前から加入の届出ができます。
- ④ 国保税額は加入者の前年所得と加入人数により異なります。課税課(Tel.0824-62-6122)で試算できます。

注) 任意継続保険料と国保税額を比較して選択してください。

国保保険税額は年度で変わるため、年度変更時には再度任意継続保険料との比較をお勧めします。

70歳以上の方は、医療費の負担割合の判定が社会保険と国保で異なるため、確認してご加入ください。

～負担軽減のお知らせ～

国民健康保険税の軽減

【非自発的失業者の国保税軽減】

- ① 雇用保険受給資格者証の理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている65歳未満の人が対象です。
- ② 申請により、税額計算時に前年所得のうち、離職者の給与所得を30/100とみなして計算します。
- ③ 国保税計算の軽減は、離職日の翌日の属する月分から、2年度間適用されます。

国民年金保険料の免除

【保険料免除・納付猶予申請】

- ① 本人・配偶者・世帯主の所得の審査により、国民年金保険料の納付が免除・猶予されます。
- ② 離職により申請する場合は、離職票または雇用保険受給資格者証の写し等を添付することで、離職者本人の所得審査を免除されます。
- ③ 免除・猶予された保険料は、10年以内であれば遡って納付することができます。(届出が必要です。)
- ④ 免除決定まで2ヶ月程度かかります。先に納付書が届いても支払わず、免除決定通知をお待ちください。

～国民健康保険に加入された方へのお知らせ～

国民健康保険税の納付

●納税義務者は世帯主です。

【7月～3月に加入された方】

- ① 加入手続きの翌月中旬に三次市課税課から納付書を送付します。
- ② すでに世帯に国保の方が居る場合は、加入手続きをした月の納期分は、現在お持ちの納付書で納付してください。加入による税額変更は翌月分から適用されます。翌月分からは新しく届く納付書で納付してください。

【4月～6月に加入された方】

- ① 今年度の納付書は7月中旬に課税課から送付します。
- ② 7月～翌年3月の年9回で納付します。

社会保険へ加入したとき

- ① 社会保険に加入されたときは、必ず国保の脱退を届け出てください。会社からは届出がありません。
- ② 届出をしないと保険税がかかり続けます。
- ③ 手続きに必要なもの
加入者全員の社会保険の保険証、国保の保険証、印鑑

国民年金の加入

- ① 20歳～60歳未満の方は国保加入と同時に国民年金へも加入となります。
- ② 加入手続き後、1～2ヶ月後に日本年金機構から納付書が送付されます。
- ③ 令和2年度保険料 月額 16,540円
- ④ 令和3年度保険料 月額 16,610円



～国民健康保険を脱退された方へ～

令和2年 3月
市民課保険年金係

国保税の納付

●国保税は月払ではないため、脱退された月も国保税の支払いが生じることがあります。

●7月～3月に脱退された方
【世帯全員が脱退された場合】

- ① 脱退届出時に保険税額を精算します。
- ② 払い過ぎになっている場合はお返しする手続きを案内します。
- ③ 残額がある場合は残額分の納付書をお渡しします。(口座振替の方は、口座から引き落とします。)

【世帯の一部が脱退された場合】

- ① 脱退手続きをした月の納期分は、現在お持ちの納付書(または口座振替)で納付してください。
- ② 脱退による税額変更は翌月分から適用されます。翌月分からは新しく届く納付書(または口座振替)で納付してください。

●4月～6月に脱退された方
今年度の保険税は、7月中旬に課税課から送付される納付書で納付してください。

保険証の返還

- ① 国保を脱退された方全員の保険証を返却してください。
- ② 国保から脱退されているにもかかわらず、国保保険証を返却せず、誤って使用して受診した場合、保険から医療機関へ支払った医療費の返還をしていただくことがありますので、**誤って使用されないように必ず返却してください。**(社会保険の保険証が手元に届くまでの間に国保の保険証を使った時も同様です。)

再加入手続き

- ① 離職や扶養から外れたことにより、社会保険でなくなった場合、再度加入手続きをしなければ国保に加入できません。
- ② 手続きには、社会保険資格喪失証明書(本人のみの加入は離職票・雇用保険受給資格者証でも可)が必要になります。
- ③ 一度登録された口座振替、クレジット納付の情報は世帯主が変更されない限り継続されますので、ご注意ください。



～厚生年金に加入された方へのお知らせ～

国民年金保険料の納付

●厚生年金加入者本人

- ① 厚生年金加入に伴う国民年金脱退手続きは勤務先から届出されます。
- ② 厚生年金加入月以降の国民年金保険料は納付する必要はありませんので、ご注意ください。
- ③ 誤って納付された場合や前納されている場合は、後日、日本年金機構から還付のお知らせがあります。

●厚生年金加入者の配偶者

- ① 厚生年金加入者の扶養となった配偶者は、3号被保険者となり、配偶者本人の保険料負担はありません。
- ② 扶養に認定された月以降の国民年金保険料は納付する必要はありませんので、ご注意ください。
- ③ 誤って納付された場合や前納されている場合は、後日、日本年金機構から還付のお知らせ

国民年金再加入時の注意

●国民年金への再加入手続き

- ① 離職や扶養から外れた場合、勤務先では厚生年金脱退や扶養から外す届出はされますが、国民年金加入の届出はされないため、再加入の届出が必要です。
- ② 国民健康保険に加入される場合は同時に加入手続きをしますが、それ以外の場合は、年金事務所か住所地の市区町村窓口で再加入の手続きを忘れずにしてください。

●以前に免除申請や口座振替、クレジットカード納付をされていた方

- ① 国民年金を脱退されると免除や口座振替等の届出も停止します。
- ② 再度適用するためには、再加入時に改めて、免除申請や口座振替等の届出が必要になりますので、ご注意ください。